

情報提供

那医発第 293 号
令和 5 年 8 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

担当理事 長嶺 勝



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について（情報提供）の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 691号

令和 5年 7月31日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波淳子

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について（情報提供）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付についての情報提供の通知となっております。

厚生労働省では、有料老人ホームの指導状況等に関し定期的に調査をしており、今般、令和4年度結果が取りまとめられ、公表されたとの事です。

結果によれば、未届の有料老人ホームは、令和3年度の656件から令和4年度は626件と減少し、有料老人ホーム全体に占める割合も減少したとの事です。

厚生労働省は、この結果を踏まえ、都道府県等の民主主管部局長宛に、引き続き、未届の有料老人ホームに対する指導監督や、関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督等を依頼する通知を発出したとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について（情報提供）

（令和5年7月21日（日医発第759号）（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.mcd.or.jp



日医発第 759 号 (介護)
令和 5 年 7 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について (情報提供)

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、有料老人ホームの指導状況等に関し定期的に調査をしており、今般、令和 4 年度結果が取りまとめられ公表されました。結果によれば、未届の有料老人ホームは、令和 3 年度の 656 件から令和 4 年度は 626 件と減少し、有料老人ホーム全体に占める割合も減少したとのことです。

厚生労働省は、この結果を踏まえて、都道府県等の民生主管部局長宛に、引き続き、未届の有料老人ホームに対する指導監督や、関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督等を依頼する通知を発出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○有料老人ホームを対象とした指導の強化について

(令 5. 7. 18 老高発 0718 第 1 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長 通知)

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」（令和4年12月23日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、次年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 令和4年度フォローアップ調査（第14回）の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。）が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回（令和3年度）調査の656件（有料老人ホーム全体に占める割合4.1%）に対し、今回（令和4年度）調査では626件（同3.8%）と、件数、有料老人ホーム全体に占める割合ともに減少した。

なお、前回（令和3年度）調査で未届であった有料老人ホーム656件については、令和4年6月30日までに67件が届出され、65件が有料老人ホームに該当しなかったもの（廃業含む）であることが確認された。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実

態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、市町村とも連携を図りつつ、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、引き続き、老人福祉法の改正内容を踏まえ、市町村との連携のうえ、未届の有料老人ホームの積極的な発見をしていただくとともに、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いします。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続きは、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

令和3年4月より施行された老人福祉法の改正において、市町村において有料老人ホームの設置状況を把握できるようにするため、また、有料老人ホームの指導等に当たって、都道府県と市町村とでより一層連携していただくため、都道府県は有料老人ホームの届出がされたときは、その旨を、市町村に通知しなければならないこととするとともに、市町村は未届の有料老人ホームを発見したときは、その旨を、都道府県に通知するよう努めるものとされたところ。

このため、未届の有料老人ホームの徹底した実態把握をより一層進め、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まされたい。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小

規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

また、新たに確認された未届の有料老人ホームについては、届出制度を把握していないこと等も考えられることから、早期に届出を行うよう指導すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回（令和3年度）調査に引き続き、今回（令和4年度）の調査においても、老人福祉法第29条第9項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの件数は前回（令和3年度）調査の44件（前払金を徴収している有料老人ホーム全体に占める割合2.0%）に対し、今回（令和4年度）調査では41件（同1.8%）となり、件数・割合ともに減少した。これは、有料老人ホームの数が増加している中、前払金の保全措置に関して厳正な指導監督が行われた結果であるが、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態である。保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、平成30年の老人福祉法の改正により、これまで、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについても、令和3年4月1日以降の新規入居者から義務対象となっているため、引き続き、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国

有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成30年1月31日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等）を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（同令別表第一(6)項口に掲げる施設）については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項口に掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。（ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。）

なお、未届の有料老人ホーム（※）については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

（※）ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているため、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

① 1,000㎡未満の場合 9,710円/㎡

② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710円/㎡+244万円まで

以上

令和5年7月18日
厚生労働省老健局高齢者支援課

令和4年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第14回）結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（令和4年12月23日付け事務連絡）」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.10.31時点	H22.10.31時点	H23.10.31時点	H24.10.31時点	H25.10.31時点	H26.10.31時点
①届出施設数	4,864件	5,718件	6,726件	7,863件	8,916件	9,941件
②未届施設数 [※]	389件	248件	259件	403件	911件	961件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第7回		第8回	第9回	第10回	第11回
	H27.6.30時点	H28.1.31時点	H28.6.30時点	H29.6.30時点	H30.6.30時点	R1.6.30時点
①届出施設数	10,627件	—	11,739件	12,608件	13,354件	14,118件
②未届施設数 [※]	1,017件	633件	1,207件	1,049件	897件	665件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%	93.7%	95.5%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%	6.3%	4.5%

	第12回	第13回	第14回
	R2.6.30時点	R3.6.30時点	R4.6.30時点
①届出施設数	14,695件	15,363件	15,928件
②未届施設数 [※]	641件	656件	626件
③届出率 (①/①+②)×100	95.8%	95.9%	96.2%
④未届率 (②/①+②)×100	4.2%	4.1%	3.8%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619件	854件	1,008件	1,137件	1,053件	1,025件
②未届施設数 [※]	163件	59件	95件	245件	658件	370件

	第7回		第8回	第9回	第10回	第11回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②はH28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30	H29.7.1 ～H30.6.30	H30.7.1 ～R1.6.30
①届出施設数	686件	—	1,112件	869件	746件	997件
②未届施設数 [※]	288件	633件	127件	199件	212件	150件

	第12回	第13回	第14回
	R1.7.1 ～R2.6.30	R2.7.1 ～R3.6.30	R3.7.1 ～R4.6.30
①届出施設数	807件	845件	881件
②未届施設数 [※]	160件	179件	117件

(※)把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況（令和4年6月30日時点）

	施設数	届出に係る指導
令和4年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」(※1)	626件	334件
(うち) 令和4年6月30日までに届出済	67件	49件
(うち) 令和4年6月30日時点で未届	522件	271件
(うち) 実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等(※2)	65件	14件
令和3年7月1日～令和4年6月30日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	117件	35件
(うち) 令和4年6月30日までに届出済	7件	2件
(うち) 令和4年6月30日時点で未届	104件	32件
(うち) 実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等(※2)	6件	1件

(※1) 「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

(※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの等。

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホームの保全措置の状況について（令和4年6月30日時点）

老人福祉法第29条第9項に基づき、有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
有料老人ホーム数 ※ 平成18年3月31日以前に届出されたものを含む	15,928件
(うち) 前払金を徴収している施設数	2,268件
(うち) 前払金の保全措置を講じている施設数 (①)	2,227件
銀行等による連帯保証委託契約	845件
信託会社等による信託契約	627件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	549件
保険会社による保証保険契約	108件
その他	98件
(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数 (②)	41件
② / (① + ②) × 100	1.8%

未届の有料老人ホームに対する施設の届出に係る指導状況について

令和4年6月30日時点

所管自治体		有料老人ホームの届出状況		令和3年6月30日～令和4年6月30日における未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況					
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)	令和3年6月30日時点で報告のあった未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況		令和3年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況			
				令和4年6月30日まで届出済(改善されたもの)	届出に関する指導件数	令和4年6月30日時点で未届(改善されていないもの)	届出に関する指導件数		
								届出に関する指導件数	届出に関する指導件数
24 三恵県	24 三恵県	215	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	25 滋賀県	46	2	0	0	2	0	0	0
	滋賀県 大津市	2500	26	2	0	0	0	0	0
	大津市	2551	20	0	0	0	0	0	0
26 京都府	26 京都府	106	0	0	0	0	0	0	0
	京都府 京都市	2500	22	0	0	0	0	0	0
	京都市	2611	84	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	27 大阪府	1,259	75	7	6	39	17	0	29
	大阪府 大阪市	2700	354	21	3	21	12	0	0
	大阪市	2711	399	29	0	0	3	0	26
	堺市	2712	134	9	0	0	2	0	0
	豊中市	2751	52	0	0	0	0	0	0
	吹田市	2752	31	2	0	1	0	0	1
	高槻市	2753	26	0	0	0	0	0	0
	枚方市	2754	71	4	0	0	2	0	2
	八尾市	2755	42	6	0	6	0	0	0
	寝屋川市	2756	40	0	1	0	0	0	0
	東大阪市	2757	100	4	3	4	0	0	0
28 兵庫県	28 兵庫県	317	102	14	9	94	33	2	2
	兵庫県 神戸市	2800	87	16	0	14	9	0	2
	神戸市	2811	94	17	1	17	0	0	0
	姫路市	2851	56	34	8	28	15	1	6
	尼崎市	2852	42	32	4	0	32	6	0
	明石市	2853	6	3	0	3	3	0	0
	西宮市	2854	32	0	1	0	0	1	0
29 奈良県	29 奈良県	129	4	1	1	2	2	0	2
	奈良県 奈良市	2900	76	1	0	0	0	1	1
	奈良市	2951	53	3	1	2	2	0	1
30 和歌山県	30 和歌山県	168	3	0	0	2	0	0	1
	和歌山県 和歌山市	3000	62	1	0	0	0	0	1
	和歌山市	3051	106	2	0	2	0	0	0
31 鳥取県	31 鳥取県	68	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取県 鳥取市	3100	38	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	3151	30	0	0	0	0	0	0
32 島根県	32 島根県	87	1	0	0	1	1	0	0
	島根県 松江市	3200	51	1	0	1	1	0	0
	松江市	3251	36	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	33 岡山県	219	5	0	0	5	0	0	0
	岡山県 岡山市	3300	70	1	0	1	0	0	0
	岡山市	3311	86	4	0	4	0	0	0
	倉敷市	3351	63	0	0	0	0	0	0
34 広島県	34 広島県	161	2	0	0	2	2	0	0
	広島県 広島市	3400	46	0	0	0	0	0	0
	広島市	3411	65	0	0	0	0	0	0
	呉市	3451	7	0	0	0	0	0	0
	福山市	3452	43	2	0	2	2	0	0
35 山口県	35 山口県	288	0	0	0	0	0	0	0
	山口県 下関市	3500	220	0	0	0	0	0	0
	下関市	3551	68	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	36 徳島県	69	2	1	1	1	1	0	1
37 香川県	37 香川県	139	1	0	0	0	0	0	1
	香川県 高松市	3700	61	1	0	0	0	0	1
	高松市	3751	78	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	38 愛媛県	183	1	1	0	1	0	0	0
	愛媛県 松山市	3800	111	1	1	1	0	0	0
	松山市	3851	72	0	0	0	0	0	0
39 高知県	39 高知県	72	8	0	0	8	0	1	0
	高知県 高知市	3900	33	0	0	0	0	0	0
	高知市	3951	39	8	0	8	0	1	1
40 福岡県	40 福岡県	1,005	19	2	2	4	3	0	15
	福岡県 北九州市	4000	520	4	1	1	0	0	4
	北九州市	4011	196	15	1	4	3	0	11
	福岡市	4012	226	0	0	0	0	0	0
	久留米市	4051	63	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	41 佐賀県	279	44	12	12	44	44	0	0
42 長崎県	42 長崎県	202	1	1	1	1	1	0	0
	長崎県 長崎市	4200	104	1	0	1	1	0	0
	長崎市	4251	61	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	4252	37	0	1	0	0	0	0
43 熊本県	43 熊本県	448	9	0	0	7	1	0	2
	熊本県 熊本市	4300	288	3	0	1	1	0	2
	熊本市	4311	160	6	0	6	0	0	0
44 大分県	44 大分県	377	1	0	0	1	0	0	0
	大分県 大分市	4400	210	1	0	1	0	0	0
	大分市	4451	167	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	45 宮崎県	498	2	1	1	1	1	0	1
	宮崎県 宮崎市	4500	296	2	1	1	1	0	1
	宮崎市	4551	202	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	46 鹿児島県	392	4	0	0	4	2	0	0
	鹿児島県 鹿儿岛市	4600	219	1	0	1	1	0	0
	鹿儿岛市	4651	173	3	0	3	1	0	0
47 沖縄県	47 沖縄県	434	1	2	1	1	1	0	1
	沖縄県 那覇市	4700	344	0	1	1	0	0	0
	那覇市	4751	90	1	0	1	1	0	1

前払金の保全措置の状況について

令和4年6月30日時点

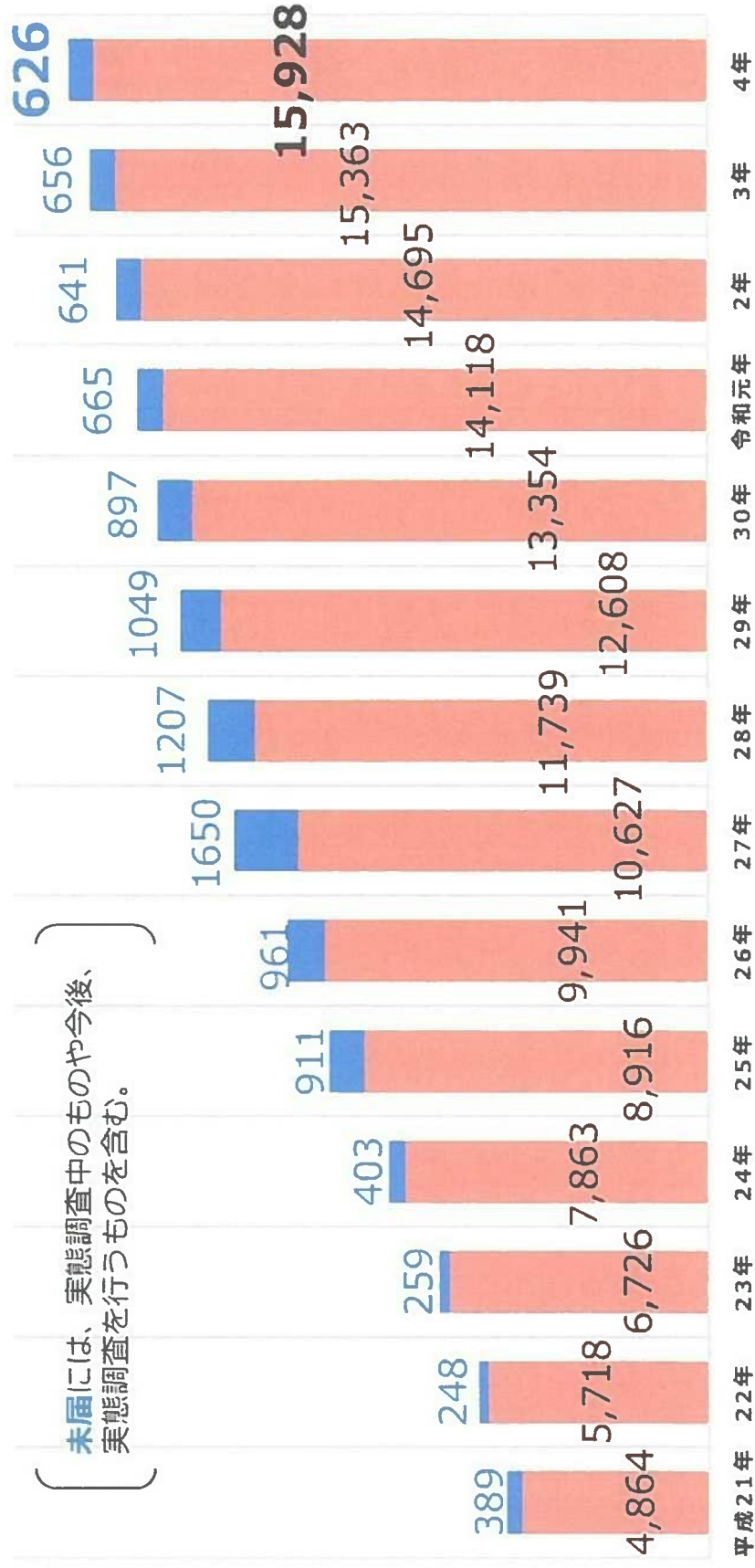
所管自治体	有料老人ホーム数(※)											
	(うち)前払金を徴収している施設数											(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数
		(うち)前払金の保全措置を講じている施設数						(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数				
		(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他		指導件数	改善済			
24 三重県	215	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	45	8	8	0	1	7	0	0	0	0	0	0
滋賀県	26	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
大津市	20	6	6	0	1	5	0	0	0	0	0	0
26 京都府	105	41	41	13	4	24	0	0	0	0	0	0
京都府	22	8	8	2	0	6	0	0	0	0	0	0
京都市	84	33	33	11	4	18	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	1,259	126	124	52	40	27	3	2	2	2	2	0
大阪府	364	37	36	14	15	7	0	0	1	1	0	0
大阪市	399	33	33	13	13	4	3	0	0	0	0	0
堺市	134	9	9	3	4	2	0	0	0	0	0	0
豊中市	52	10	10	4	2	3	0	1	0	0	0	0
吹田市	31	7	7	5	0	2	0	0	0	0	0	0
高槻市	26	8	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0
枚方市	71	13	13	8	1	4	0	0	0	0	0	0
八尾市	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	40	6	5	1	2	1	0	1	1	1	0	0
東大阪市	100	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	317	103	100	25	4	35	1	34	3	1	0	0
兵庫県	87	28	28	13	3	9	1	2	0	0	0	0
神戸市	94	35	34	8	1	25	0	0	1	0	0	0
姫路市	55	4	2	2	0	0	0	2	1	0	0	0
尼崎市	42	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	6	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
西宮市	32	32	32	0	0	0	0	32	0	0	0	0
29 奈良県	129	19	19	7	3	9	0	0	0	0	0	0
奈良県	76	8	8	2	1	5	0	0	0	0	0	0
奈良市	53	11	11	5	2	4	0	0	0	0	0	0
30 和歌山県	168	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山県	62	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山市	106	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	68	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
鳥取県	38	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	219	23	23	14	4	1	0	4	0	0	0	0
岡山県	70	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	86	17	17	10	3	0	0	4	0	0	0	0
倉敷市	63	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
34 広島県	161	29	25	16	4	1	4	4	0	0	0	0
広島県	46	7	3	3	0	0	0	4	0	0	0	0
広島市	65	20	20	13	3	0	4	0	0	0	0	0
呉市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	43	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
35 山口県	288	4	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0
山口県	220	4	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0
下関市	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	139	6	6	0	0	2	0	4	0	0	0	0
香川県	61	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高松市	78	5	5	0	0	2	0	3	0	0	0	0
38 愛媛県	183	5	5	2	1	2	0	0	0	0	0	0
愛媛県	111	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
松山市	72	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0
39 高知県	72	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	39	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	1,005	88	76	48	7	17	3	1	12	0	0	0
福岡県	520	23	20	10	1	9	0	0	3	0	0	0
北九州市	195	5	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0
福岡市	226	55	47	32	4	7	3	1	8	0	0	0
久留米市	63	5	4	3	1	0	0	0	1	0	0	0
41 佐賀県	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	202	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	104	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	61	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	448	6	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0
熊本県	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	160	6	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0
44 大分県	377	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0
大分県	210	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大分市	167	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	498	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	382	11	11	5	2	2	1	1	0	0	0	0
鹿児島県	219	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	173	10	10	5	2	1	1	1	0	0	0	0
47 沖縄県	434	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	344	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成18年3月31日以前に設置された有料老人ホームを含む。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要。

■ 届出施設数 ■ 未届施設数



出典：厚生労働省老健局高齢者支援課調べ（平成21年～26年は10月31日時点、平成27年以降は6月30日時点）

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第9項の規定に違反している。なお、令和3年度まで前払金の保全措置の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては、経過措置が終了している。
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなるときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要。

- 銀行等による連帯保証委託契約
- 信託会社等による信託契約
- 全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度
- 保険会社による保証保険契約
- その他
- 前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合	
平成23年度	19.8%
24年度	17.2%
25年度	11.7%
26年度	9.3%
27年度	6.0%
28年度	4.0%
29年度	2.9%
30年度	4.1%
令和元年度	2.1%
2年度	2.0%
※3年度	2.0%
※4年度	1.8%



有料老人ホーム数	15,928件
(うち) 前払金を受領している施設数	2,268件
(うち) 前払金の保全措置を講じていない施設数	41件